

告 示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり追加指定する。

令和七年三月十四日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

名称	所在地	所有者
中川低地の河畔砂丘群 高野砂丘	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野 字山合八百四十九番	杉戸町